

○勤務条件に関する措置の要求に関する規則

(昭和53年5月17日
別府市、別杵速見地域広域市町村
圏事務組合公平委員会規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。）の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手続き並びに審査、判定の結果とるべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(勤務条件に関する措置の要求)

第2条 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が記名押印して正副各1通を適切な資料とともに公平委員会に提出しなければならない。

- (1) 措置の要求をしようとする職員の職及び所属部課並びにその氏名、住所及び生年月日
- (2) 要求すべき措置
- (3) 措置の要求をしようとする理由
- (4) 措置の要求をしようとする職員又はその者の属する職員団体が要求すべき措置についてすでに当局と交渉（法第55条第11項の不満の表明及び意見申出を含む。以下同じ。）を行つた場合にあつては、その交渉経過の概要

(措置の要求の調査等)

第3条 措置要求書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項及び添付書類並びに要求すべき措置等について調査しなければならない。

2 公平委員会は、前項の場合において適當と認めるときは、関係当事者に対して要求すべき措置について交渉を行うよう勧告するものとする。

(審査等)

第4条 公平委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、措置の要求を

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則)

行う職員(以下「要求者」という。)その他事案に關係がある者をかん問してその陳述を求め、これらの者に対して書類又はその写しの提出を求め、その他事実調査を行ふものとする。

- 2 公平委員会は、適當と認めるときは、事案の審査の係属中においても事案が適切に解決されるよう関係当事者間にあつせんすることができる。

(要求の取下げ)

第5条 要求者は、公平委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。

- 2 前項の要求の取下げは、書面で行わなければならない。

(審査の打切り)

第6条 公平委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなつたと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、事案の審査を打切ることができる。

(判定)

第7条 公平委員会は、審査を終了したときは、すみやかに判定を行い、書面に作成して要求者に送達するものとする。

(勧告)

第8条 公平委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合において、その書面の写しを同時に要求者に送達するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、措置の要求の審査の手続き等について必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔別紙速広一四〕

四〇五の二